

第2章 危険物等の取扱い基準

1. 毒物・劇物

毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）は、その取扱いの安全上の問題から、毒物・劇物取締法により規制されており、その法令にしたがった管理をしなければならない。毒劇物の判定は、動物における知見、人における知見又はその他の知見に基づき、当該物質の物性、化学製品としての特質等をも勘案して行われる。毒劇物を含む化学物質の管理については、下記によるものとする。

神戸大学工学系研究科等における化学物質の管理について

平成26年6月13日制定

大学院工学研究科，大学院システム情報学研究科，工学部及び都市安全研究センター（以下「工学系研究科等」という。）における化学物質の管理については、神戸大学化学物質安全管理規則（以下「規則」という。）及び神戸大学工学系研究科等安全衛生管理委員会内規に定めるもののほか、下記によるものとする。

記

1. 規則に定める学長への各報告及び化学物質保管管理責任者・毒劇物保管管理責任者（以下「管理責任者」という。）の命免等に関する事務は、総務グループが行う。
2. 管理責任者は、次の事項について変更等が生じたときは、速やかに別紙（様式1～4）により総務グループに報告すること。
 - (1) 現に化学物質を保管していない実験室等において、新たに化学物質を保管することとなったとき。（様式1）
 - (2) 現に化学物質（毒劇物を除く）を保管している実験室等において、新たに毒劇物を保管することとなったとき。（様式1）
 - (3) 現に化学物質を保管している実験室等において、化学物質を保管しないこととなったとき。（様式1）
 - (4) 管理責任者が交代するとき。（様式2）
 - (5) 毒劇物の専用保管庫の設置場所を変更したとき。（様式3）
 - (6) 化学物質が盗難にあい又は紛失したとき。（様式4）
 - (7) 化学物質の飛散若しくは漏えい等により保健衛生上の危害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。（様式4）
3. 毒劇物の管理状況に関する点検は、毎年事務局担当課からの指示に基づき実施する。

化学物質保管開始・終了報告書

部 局 長 殿

専 攻 名

管理責任者名・印

下記のとおり（ 化学物質（毒劇物無し）
 化学物質（毒劇物含む））を（ 保管する
 保管しない）ことになったので報告します。

記

化学物質保管管理責任者	職 名 氏 名
毒劇物保管管理責任者 （毒劇物を保管の場合）	職 名 氏 名
保 管 開 始 ・ 終 了 年 月 日	平成 年 月 日
研 究 室 等 （保管開始の場合はID発行について○をつけること）	室番号 室 名 化学薬品管理システムのID発行 済み ・ 必要
保 管 庫 の 設 置 場 所	室番号 室 名

* 報告する内容に○をすること。

* 「研究室等」は、化学薬品管理システムで研究室IDを発行する際に登録する（した）研究室名を記入すること。

* 「保管庫の設置場所」は、一つのIDで複数の保管場所を管理する場合以外は「研究室等」と同じになります。

保管管理責任者交代報告書

部 局 長 殿

専 攻 名
(新) 管理責任者名・印

下記のとおり、化学物質保管管理責任者・毒劇物保管管理責任者を交代しましたので報告します。

記

化学物質保管管理責任者	(旧) 職 名 氏 名	(新) 職 名 氏 名
毒劇物保管管理責任者 (毒劇物を保管する場合)	(旧) 職 名 氏 名	(新) 職 名 氏 名
交 代 年 月 日	平成 年 月 日	
研 究 室 等	室番号 室 名	
保 管 庫 の 設 置 場 所	室番号 室 名	

* 研究室等は、化学薬品管理システムで研究室IDを発行した際に登録した研究室名を記入すること。

* 保管庫の設置場所が複数の場合はすべて記入すること。

毒劇物専用保管庫設置場所変更報告書

部 局 長 殿

専 攻 名

毒劇物保管管理責任者名・印


下記のとおり、毒劇物について専用保管庫の設置場所を変更したので報告します。

記

専用保管庫 の設置場所	(旧) 室番号 室 名	(新) 室番号 室 名
変更年月日	平成 年 月 日	

*本様式は、現に毒劇物を保管している場合で、設置場所の変更が生じた場合に使用すること。

危険・有害性を示すシンボルマーク

シンボルマーク	危険内容の表示語	危険性の内容	関連法規による該当品目
	可燃性	火炎により着火しやすい固体または低温で引火しやすい固体、および引火しやすいガス。	(1) 消防法の第2類可燃性固体 (2) 労働安全衛生法に規定する可燃性ガス
	引火性	引火性の液体。 (引火点が70℃未満の液体)	消防法の第4類第1石油類、アルコール類及び第2石油類
	極引火性	極めて引火性の強い液体 引火点が-20℃未満で沸点が40℃以下又は、発火点が100℃以下の液体。	消防法の第4類特殊引火物
	自然発火性	空気中において自然に発火する性質がある。	消防法の第3類自然発火性物質
	水反応可燃性	水と接触して発火し、または可燃性ガスを発生する性質がある。	消防法の第3類禁水性物質
	酸化性	可燃物との混在により、燃焼または爆発を起こす。	消防法の第1類酸化性固体および第6類酸化性液体
	自己反応性	加熱や衝撃等により多量に発熱、または爆発的に反応が進行する。	消防法の第5類自己反応性物質
	爆発性	衝撃、摩擦、加熱等により爆発する。	(1) 火薬類取締法の第2条第1項に掲げる火薬および爆薬 (2) 高圧ガス保安法に規定する高圧ガス
	有害性	飲み込んだり、吸入したり、あるいは皮膚に触れると有害の可能性がある。	毒物及び劇物取締法（毒劇法）に該当していない品目で、化学物質の審査及び製造等に関する法律（化審法）に規定する特定化学物質及び指定化学物質
	毒性	飲み込んだり、吸入したり、あるいは皮膚に触れると有害である。	毒劇法の毒物
	刺激性	皮膚、目、呼吸器官等に痛みなどの刺激を与える可能性がある。	刺激性物質
	猛毒性	飲み込んだり、吸入したり、あるいは皮膚に触れると非常に有害で死に至ることがある。	毒劇法の毒物
	腐食性	皮膚または装置等を腐食する。	腐食性物質

主な毒物・劇物（毒物及び劇物取締法別表第一、第二、第三より抜粋）

<p>毒物（別表第一及び別表第一の28）</p> <p>黄リン ジASETキシプロペン シアン化水素，シアン化ナトリウムなど 無機シアン化合物 ジニトロクレゾール，同塩類 水銀，水銀化合物 セレン，セレン化合物 ニコチン，同塩類 ニッケルカルボニル ヒ素，ヒ素化合物 フッ化水素 硫化リン</p>	<p>シュウ酸 臭素 硝酸 硝酸タリウム 水酸化カリウム 水酸化ナトリウム スルホナール テトラクロルニトロエタン トリクロル酢酸 トリクロルニトロエチレン トリクロロシラン トルイジン トルエン ナトリウム 鉛化合物 ニトロベンゼン 二硫化炭素 発煙硫酸 パラトルイレンジアミン パラフェニレンジアミン バリウム化合物 ピクリン酸 ヒドロキシエチルヒドラジン ヒドロキシルアミン フェニレンジアミン フェノール ブロムアセトン ブロムエチル（臭化エチル） ブロム水素 ブロムメチル（臭化メチル） β-ナフトール ペンタクロルフェノール ハウフッ化水素酸 ホルムアルデヒド 無水クロム酸 メタノール メチルイソチオシアネート メチルエチルケトン モノクロル酢酸 ヨウ化水素 ヨウ化メチル ヨウ素 硫酸 硫酸タリウム リン化亜鉛 ロダン酢酸エチル</p>
<p>劇物（別表第二及び別表第二の94）</p> <p>アクリルアミド アクリルニトリル アクロレイン アセチレンジカルボン酸アミド 亜硝酸塩類 アニリン，同塩類 N-アルキルアニリン N-アルキルトルイジン アンチモン化合物 アンモニア エチレンクロルヒドリン 塩化水素 塩化第一水銀 塩素 塩素酸塩類 過酸化水素 過酸化ナトリウム 過酸化尿素 カリウム カリウムナトリウム合金 クレゾール クロルエチル クロルスルホン酸 クロルピクリン クロルメチル クロロホルム ケイフッ化水素酸 シアン酸ナトリウム シクロヘキシミド ジクロル酢酸 ジクロルブチン ジクロル酢酸 ジクロルジニトロメタン ジクロルブチン 1, 2-ジブロムエタン ジブロムクロムプロパン ジメチル硫酸 重クロム酸</p>	<p>特定毒物（別表第三及び別表第三の10）</p> <p>オクタメチルピロホスホルアミド 四アルキル鉛 モノフルオール酢酸 モノフルオール酢酸アミド 燐化アルミニウム</p>

試薬のラベル例

<p>試薬</p> <p>名称・成分 メタノール 100 ml</p> <p>医薬用外劇物</p> <p>Methanol (Methyl Alcohol) CH₃OH = 32.04</p> <p>火気厳禁 危険物第4類 アルコール類 危険等級 II</p> <p>製造元 XX工業株式会社 販売元 OO販売株式会社</p>	<p>試薬は、その危険性・有毒性に関する知見が十分に得られていません。従って、試薬の使用は化学知識を持った専門家に限られ、それ以外の方の使用は避け下さい。なお、ご使用の際には安全面に十分注意し、開封、保管から廃棄に至るまで責任を持って管理して下さい。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>引火性</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>毒性</p> </div> </div> <p>Hazard information: in accordance with the guide line by the Japan Reagent Chemicals Association Flammable liquid Toxic Mfr.: XX KOGYO CO., LTD.</p>	<p>労働安全衛生法による表示事項</p> <p>成分：メタノール 含量：90～100%</p> <p>【注意事項】</p> <p>揮発性の溶剤で、蒸気を吸入すると中毒をおこすおそれがありますから、取扱いには下記の注意事項を守って下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.取扱い作業場所には、局所排気装置を設けて下さい。 2.容器から出し入れするときは、こぼれないようにして下さい。 3.取扱い中は、できるだけ皮膚に触れないようにし、必要に応じ防塵マスク又は透気マスク、保護手袋等を着用して下さい。 4.取扱い後は、手洗いを充分に行ってください。 5.一定の場所を定めて貯蔵して下さい。
---	---	--

※なお、毒物・劇物指定の詳細については、国立医薬品食品衛生研究所のホームページ (<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/teigi.html>) などで確認できる。